

## 会 議 録

名 称 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会第3回小委員会

日 時 令和4年5月12日(木) 午後6時03分～午後7時32分

場 所 世田谷区役所 第1庁舎4階 1・4・1会議室(オンライン開催)

出席委員 斉木秀憲 山田健太 土田伸也 菅野典浩 高山梢 中村重美 山辺直義

説明員等 区政情報課長 末竹秀隆 区政情報課区政情報係長 小田純也

事務局 総務部長 池田豊 区政情報課長 末竹秀隆

区政情報課区政情報係長 小田純也 区政情報課区政情報係 立石雄太 西條真規

審議事項：令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直しに向けての考え方について

(1) (個票4：更新) 定義(条例要配慮個人情報)

第1回小委員会で継続審議となった案件

(2) (個票8) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の請求権者

(3) (個票9) 区議会の取扱い

(4) 小委員会報告書(たたき台)

(5) 今後の主なスケジュール(予定)

(6) その他

## 1. 開 会

委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから世田谷区情報公開・個人情報保護審議会第3回小委員会を開催いたします。

本日の出席委員などについて事務局から事務連絡はありますか。

区政情報課長 本日もどうぞよろしくお願いいいたします。

本日は欠席の御連絡はございません。6名の委員全員及び、前回に引き続きまして1名のオブザーバー委員にも御出席いただいております。よろしくお願ひします。

委員長 よろしくお願ひいたします。

それでは、事前にお送りしております前回、第2回の小委員会の議事録について確認いたします。

既に各委員におかれましてはお目通しいただいているものと存じます。委員から修正の指摘がありましたので、その部分について、昨日、事務局からメールで各委員に報告されました。この点について修正点はほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようであれば、第2回の小委員会の議事録はこのように決定といたします。

それでは次に、傍聴の有無について、事務局、いかがでしょうか。

区政情報課長 本日は傍聴の希望はございません。

委員長 それでは引き続きまして、審議に入る前に本日の資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日使用します資料につきましては1点でございます。

最初に、資料No.1、次第でございます。資料No.2-1の(個票4:更新)と書かせていただいているもので、定義(条例要配慮個人情報)としております。続きまして、資料No.2-2の(個票8)です。開示請求、訂正請求及び利用停止請求の請求権者としております。続きまして、資料No.2-3の(個票9)は区議会の取扱い、資料No.3の小委員会報告書(たたき台)でございます。最後に、資料No.4の今後の主なスケジュール(予定)ということで、20ページ一式の構成の資料でございます。

また、以前お送りしました事務局作成の資料集等も適宜御参照いただければと思ひます。

資料の説明は以上でございます。

## 2. 議 事

審議事項：令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直し  
に向けての考え方について

委員長 それでは、次第のとおりに進めてまいります。

(1) (個票4：更新)定義(条例要配慮個人情報) 第1回小委員会で継続審議となった案件

委員長 2の議事の(1)(個票4：更新)定義(条例要配慮個人情報) 第1回小委員会で継続審議となった案件です。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

区政情報係長 皆様、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

先日、国からガイドライン等々が出ましたので送らせていただいております。今回はデータと郵送で送らせていただいております。ガイドラインとQ&Aと事務対応ガイドということで3点ございました。こちらはお手元に届いているでしょうか。もともと資料集が分厚かったんですけれども、なおまた分厚くなってしまったところではあります。時間の都合上、全て説明するのは難しいとは思いますが、簡単に構成の説明を少しさせていただいた上で、個票4の更新のほうに移らせていただければと思います。

ではまず、令和4年4月28日付の「ガイドライン(行政機関等編)」の更新を開けていただければと思います。75ページ構成のものでございます。こちらにつきましては、1ページの本ガイドラインの目的から始まりまして、関係があるところを申し上げますと、15ページ、4-2-4、個人情報ファイルや、4-2-5、要配慮個人情報のガイドラインの規定が置かれております。

次のページに行きまして、16ページの4-2-6、条例要配慮個人情報、今回まさに個票4：更新で御議論いただきます条例要配慮個人情報の内容もでございます。

関係しますところだと、23ページに5-3、安全管理措置等が設けられておりましたり、36ページは6、個人情報ファイル、前回の第2回小委員会の中で御議論いただきましたファイルの関係の内容が様々書いてあるところがございます。

地方公共団体の関係でいいますと、41ページ中段の「地方公共団体の機関」のところから書かれてございます。

また、関係あるところで申し上げますと、後でまた出てまいりますけれども、手数料ですね。52ページ、7 - 1 - 13、手数料は小委員会の中でも御議論いただきました、手数料を条例で定められますよというような規定であったりですか、あとは52ページで7 - 2、訂正、56ページで7 - 3、利用停止といった内容が記載されているところがございます。

8、行政機関等匿名加工情報の提供につきましては63ページから始まるような構成になっていますので、お目通しいただければと存じます。

ガイドラインの中でもとりわけ大事だと思っておりますが、71ページの9 - 4、地方公共団体に置く審議会等への諮問ということで、法129条の今回の重要な条文の内容が書かれているところです。こちらの9 - 4の4行目「『特に必要な場合』」を説明させていただきますと「個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう」と書かれているところがございます。類型的なものは認められませんとか、そういったことも書かれているところです。

72ページにお移りいただきますと、委員会に助言を求めることになりますので、審議会の意見を聴く場面が少なくなるのではないかというようなことが書いてありましたり、2つある、なお書きの2つ目で、改正法の施行前の条例に基づく審議会等による答申を根拠とした運用については、令和3年改正法の施行後においては、再整理をせよというようなちょっと厳しめな書き方ではありますけれども、そういった記載をされているところがございます。

73ページに移りますと、委員会の関係ではございますけれども、10 - 4、地方公共団体による必要な情報等の提供の求めということで、前回、個人情報保護委員会の関係のお話をさせていただきましたが、その内容があるところがございます。

条例の関係でいきますと、74ページ、75ページで委任規定が置かれている等々の説明があるというのがガイドラインの大枠の説明でございます。

続きまして、Q & Aに移らせていただきます。関係のないところも多々ございましたので、関係のあるところに特化して少し説明をさせていただければと思います。

関係があるところでいきますと、例えば7ページのQ 3 - 2 - 2で不要な保有個人情報の消去を法施行条例で規定することは可能かといったところですが、認められませんか。また、8ページの3 - 3、提供の制限はお目通しいただいているかと思っております。

ども、今度は法第69条第2項第3号の議会が含まれる、内容によって議会が入るか、入らないかというような説明もあるところです。

10ページの4、個人情報ファイルでございますけれども、4 - 2、個人情報ファイル簿の作成・公表につきまして、前回審議していただきました1,000人未満の内容も書いている。政令では1,000人以上が対象になっているところでございますが、1,000人未満につきましても定めることができるということです。

任意代理人の関係でいきますと、12ページでございます、Q5 - 3 - 3、任意代理人からの請求、今回の個票でもございますけれども、任意代理人の関係の記載があります。こちらは後ほど説明できればと思っております。

審議会への諮問につきましては、24ページのQ7 - 1 - 1ということで、先ほどもありましたけれども、同様の内容がここにも書いてございまして、前回、委員会の関与の話もありましたけれども、こちらは27ページの8であるところでございます。雑駁ですけれども、Q & Aは以上でございます。

最後に、「事務対応ガイド（行政機関等向け）」の更新に移らせていただければと思います。こちらが一番ページ数の多いものでございまして、全体として600ページを超えるような分量でございましたので、お読みいただいていない部分が多々あるのかな、時間もなかったので大変恐縮なんですけれども、関係のあるところだけ少し説明させていただければと思います。

要配慮個人情報の解説につきましては44ページにございまして、条例要配慮個人情報ですと、目次がありませんのでちょっと見づらい部分があるんですけれども、50ページにございます。

安全管理措置等につきましては74ページから書かれておりまして、組織的、人的、物理的、技術的等の安全管理措置の範囲が書いてあるところでございます。

103ページです。4 - 5、利用及び提供の制限がございまして、今も、目的外利用、外部提供の制限がございまして、こちらの細かい説明が103ページからございます。

委託につきましては、151ページに4 - 8 - 9、個人情報の取扱いの委託がございまして、ちょっと分量が多いんですけれども、御覧いただければと存じます。

開示請求でいきますと、任意代理人の関係はまた、後ほど説明させていただきます、委員会による監視の関係ですと393ページあたり、条例で許容できるかどうかというのは397ページ等々に書いてあるところでございます。

それが終わりますと様式が399ページの次、400ページから始まりまして、資料編が558ページからついているところでございます。事務対応ガイドはなかなか内容に入れなかった部分はあるんですけども、全体の3点セットの構成につきましては、簡単ではございますけれども、以上でございます。

こちらを踏まえまして、委員長におっしゃっていただきました資料No. 2 - 1、(個票4:更新)定義(条例要配慮個人情報)の説明をさせていただければと思います。

メールでお送りしました資料の2ページを御覧いただければと思います。こちらにつきましては、第1回小委員会の中でもかなり御議論を頂戴したところだったんですけども、中段の課題事項、条例規定の必要性のところでございます。前段の第1パラグラフは前回お示したとおりでございます。「その後」からが私たち事務局で今回追加させていただいている更新部分でございます。前々回、第1回小委員会が3月23日にございましたけれども、結論としましては、本人外収集の議論時に再度検討を要すことになりまして、留保になっております。第2回小委員会の中では、速記録を読ませていただいた中ではこの議論はあまり出ていなかったようでありましたので、今回、ガイドライン等も出ましたので、改めて更新版ということでお示しをさせていただいております。

第1回小委員会開催後に、電話ではありましたが、事務局より委員会に助言を求めたところでございます。委員会からは、改正法第60条第5項でございますが、「地域独自の機微な個人情報が存在する場合には、条例要配慮個人情報を制定することは可能だが、現在、全国の自治体の中でも制定する自治体の話は聞いていない。個人情報保護委員会としても、何が条例要配慮個人情報に該当するかわからない。本当に条例に規定する場合には、改めて相談して欲しい」というようなところございました。

DV等の情報につきましては、どの地方自治体の中でも機微な情報であることに相違ないと事務局でも考えてはおりますが、この改正法の規定状況下におきまして、世田谷区が独自に、区の地域特性その他の事情に応じる情報といたしまして、DV等の情報を規定しても問題ないのかといったところは率直な課題として挙げさせていただいております。

3ページへお移りください。考え方(案)でございます。DV等の情報につきましては、個人に対し心身の危険が生じていることに伴いまして保有する情報であって、区においては、漏えい事故を起こした過去がございます。区民に損害を生じさせてしまった事例もありますので、特に配慮を要すると考えるのがよいと考えております。しかし、条例要配慮個人情報を規定するに当たりましては、条文の文言が「地域特性その他の事情に応

じ」特に配慮を要するものであることが条件となっております関係で、こういった事情を踏まえて、第60条第5項の「その他の事情に応じ」のところを解釈して、こういった形で規定できるかどうか、法令解釈を逸脱しないかを委員会に改めて照会して確認することが条件になろうかと考えております。

また、事務局の中でもかなりこれは議論を交わしていきまして、DV等の情報を仮に条例要配慮個人情報に規定できるとなった場合に、現在、区は保有する区民の方々の様々な情報を運用させていただいておりますが、ほかにいかなる情報が条例要配慮個人情報に該当するか、その該当性や基準についても検討を要するところでございます。こちらにつきましては説明を省略してしまっておりましたけれども、2ページの条例規定の必要性の「その後」の前の部分のとおり、区でも独自の調査を行いました。全庁に向けた調査の結果、存在しないという回答ではあったんですけども、もうちょっと幅を広げながら、そういったところがあるかどうかというような該当性ですとか基準なんかも、もしかすると再度調査する必要があるのかもしれないと考えているところではございます。

参考としましては、ガイドラインの16ページ、また、事務対応ガイドの50ページ、51ページでございます。

その下の第1回小委員会での主な意見は第2回小委員会でお示しさせていただきましたので、今回は省略させていただければと思います。

すみません、長くなりましたけれども、資料No. 2 - 1、(個票4:更新)の事務局の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 ただいまの説明につきまして質問はありますでしょうか。

委員 今、事務局から御説明をいただいたんですけども、特に個票4に関しての問題、3ページの文中で、いわば「地域特性その他の事情に応じ」のところ、委員会に改めて照会をして確認する等、検討を要するという課題事項の整理のされ方が示されておりますけれども、このことに関して、その後、委員会とのコンタクトが行われたのか、あるいは行われた場合にはどのような状況であったのか、お教えいただければと思いますが。

区政情報係長 委員会とのコンタクトでございますけれども、3月23日の午後、小委員会が終わった後、連絡はしておりまして、その後の連絡はしていないところでございます。ただ、事務局の中でどこまでが条例要配慮個人情報なのかというのは日々議論を重ねているところではございますが、電話の感触だとなかなかスムーズなといいますか、率直な回答が来ないような感じもありますので、場合によっては文書等で照会したりして、見解を伺う

ことも想定されるのかなと思っております。

委員 今の御説明との関係で、今日お示しになっている指標の中で、これは、意味、内容がよく分からないので、確認の意味を含めて伺いたいんですけども、2ページの「個人情報保護委員会に助言を求めたところ、『基本的に』云々というあたりの最後で「個人情報保護委員会としても、何が条例要配慮個人情報に該当するかわからない」と。ある意味では正直なというか、率直なコメントが出されているわけですけども、このこととの関係で個人情報保護委員会、後ほどの審議会の役割、在り方の再構築の問題の議論ともつながってくるかと思うんですけども、個人情報保護委員会自体の権限、役割と持っている機能との関係で、委員会でも分からないとおっしゃっておられることを自治体として、世田谷区がどのようにこの問題について対応するのか。そしてまた、これはLGBTやDV、特にDVの関係は世田谷区においても過去に具体的な事例があったことも踏まえて、こういう書きぶりになっているわけですが、ただ、条例上、そのことを含めて規定することが適切であるか否かはまだ議論中だと。

ただ、これはいずれ問題の整理をしておかなければいけない性格だろうと思しますので、今の時点で区の事務局としてお考えになっていることがあれば、国の委員会とのやり取りの経過を踏まえての一定のコメントをもらえたら、これから実際に条例の規定の在り方を議論する場合にも、それを踏まえることができるかなと思います。ちょっと答えにくい質問かもしれませんが、そこを御説明いただきたいと思います。

区政情報係長 委員会の「わからない」という率直な回答については、私、去年の夏ぐらいから結構委員会のほうには電話をしていますので、ある種信頼関係を構築している部分もありますので、率直にいただいたと感謝しているところでございます。そこは恐らく私の伝え方が悪かった部分もあるかと思うんですけども、「小委員会の中では、DVですとかLGBTの話もタスクフォースの中で出ています。資料No.5で例示として挙げさせていただいているので、その部分が実際に条例要配慮個人情報となるのかどうかというような御議論も頂戴しているの、いかがでしょうか」と。あまりいい回答はなかったので、「どういものがなりますか、タスクフォースは書いてありましたけれども」という話はしたんですけども、その部分は「タスクフォースであって、正式なものは出していません」というような回答があったのが率直なところなんです。ですので、電話でやり取りするには限界の部分がありますので、条例要配慮個人情報に該当するかどうか、また、それを制定するかどうかというのは非常に大きな問題だと考えておりますし、世田谷区の3

つの基本方針の中でうたわれている内容にも該当していると思っておりますので、3月23日からの情報は正直ないんですけれども、今後、もしかすると、文書を交えて正式に照会をかけることも検討する必要があるかもしれません。その場合には、事務局の中でもかなり議論を重ねているんですけれども、なりますか、なりませんかというだけではなくて、第60条第5項の「地域特性その他の事情」を世田谷区としては、現状、これまでの経緯として、こういうことでDVの情報なんかは慎重に扱っておりましたが、意図しない事故が起きてしまったこともあります。そういった事情も踏まえまして、損害が生じていることもあって、そちらに該当すると思えますけれども、いかがでしょうかというような具体性を持った質問を文書でできれば行いたいなとは思っているところでございます。なので、あまり核心をついた回答がないかもしれませんが、事務局の現状は以上でございます。

委員 ありがとうございます。状況はよく分かりました。

委員 「検討を要する」という文言で止めておくのはやむを得ないということがある一方で、このまま小委員会から審議会、親委員会に上げて、考え方を示すと、結果的にそれを受けた区も、あるいは最終的に条例制定する議会も、さあ、どうすればいいのかというのが分からないのではないかとちょっと心配していて、今日場でなくてもいいんですけれども、最終的にはもう一言書き込む必要があるのかなとは思っております。今後、事務局で国の委員会と折衝する中で見えてくるものがあるならばそれでもいいんですけれども、例えば今日段階で言うならば、DVだけに限らなくてもいいかもしれませんが、LGBTやDVなどの要配慮情報については何らかの手当てをする必要性はある一方で、具体的な対策、条例化については、まだ検討を要するとか、あるいは条例化するか、もしくは別の手だてを取るかについては、今後引き続き検討するとか、もう一言言っておかないと、検討するだけだと、じゃ、結局それは要るのか、要らないのかが受け取ったほうも見えづらいのかなという心配は多少しています。それが1つ目です。

もう一つは、要配慮個人情報というのは、前回、第1回の小委員会で議論があったように、基本的には目的外利用とか本人外収集との関係で大丈夫なのという議論があったわけですので、これについて、この項目で言うのか。最終的には今日の最後のほうでやる考え方の中で入れていけばいいんでしょうけれども、どこかで言う必要があるかなとは思っていて、今回、法の枠組みの中、条例ではそのような目的外収集や本人外収集についての禁止事項については規定ができなくなったわけですので、そういう規定はなくなったものの、引き続きDV等の、いわゆるここで言う要配慮個人情報についての取扱いにつ

いては、その他の手当てで十分にカバーできることを何かの方策で示しておくというか、なくなったけれども、大丈夫ですよということを文章化しておくほうがむしろ安全だと思いますし、そのほうが第1回の議論との整合性もつくのではないかなと思っています。

区政情報課長 ただいまの 委員の御意見につきましては、先々を見据えた重要な視点だと思いますので、私どもとしても、ぜひその視点を踏まえて、改めてこの部分は補記するというか、追記するような方向で進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。ありがとうございます。

委員長 そうしますと、引き続き条例化についての検討を要する、あるいは目的外利用、本人外の利用のときのその他の手当て、審議会での手当て等の話になるんだと思うんですけども、その部分を含めたところを考え方に入れた上で、どうしましょうか。踏まえたところで、一旦は条例化のところは今は留保するという感じですか。

委員 条例化するのがいいのかどうかというか、国は、地方自治体がどうしてもDV等で要配慮個人情報の規定を入れたいと言ってくれば、現状では多分拒否しないと思うんです。私も幾つかの本を読んでいたり、あるいは別の場所で国の考え方を説明している言いぶりを聴いていると、どうも拒否はしないのではないかと。要するに、そこまでやる必要があるのかどうかという問題のほうはむしろ大きいかもしれないし、あるいは条例化する場合にどういう書きぶりにするのかという、多少技術的な問題も含めての検討があるのかなと思いますので、それは私自身も今すぐにこれがベストというふうにはなかなか言い切れなと思いますので、条例化する可能性もあるけれども、一方で別の手当てによって条例化するまでもないという判断になるのかもしれないと。

ただ、それについて、単に検討を要するだけで、あとは何もしなくていいというふうに取り残されてしまうとまずいだろうなという意味合いであります。

委員長 どのようにまとめましょうか。基本的には引き続き検討を要するというふうになるんですよね、この段階では。

委員 今日の段階ではこれで結構だと思います。「検討を要する」で間違いありません。

委員長 分かりました。じゃ、基本的に〇〇委員の意見を踏まえたところをもう少し追記した形で、その検討。もう少し広く、具体的に今いただいた2つの提案を入れていただいて、一旦ここでは、検討を要する意味では一致しますので、この考え方で一応承認する形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、今申し上げたところを少し追記するというので、この考え方については小委員会として異議なしとして認めます。

(2) (個票8) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の請求権者

委員長 それでは引き続きまして、個票に移りたいと思います。資料No. 2 - 2の(個票8)について、事務局から説明をお願いいたします。

区政情報係長 資料No. 2 - 2、(個票8)でございます。検討項目でございますが、開示請求、訂正請求及び利用停止請求の請求権者の項目でございます。関係規定につきましては、今の条例では、第19条第2項、第29条第2項、第36条第2項ということで、開示請求、訂正請求、利用停止請求の関係規定を書いております。改正法につきましては第76条第2項ほかございますので、御確認いただければと思います。

また、新条例への規定の可否でございますけれども、改正法におきましては3つの請求の請求権者が規定されておりますので、新しい条例での追加の規定は許容されないところでございます。

課題事項でございます。現行条例で開示等請求権者として許容されていない「任意代理人」の取扱いが課題になっております。まず、現行条例におきましては、本人以外の開示等請求につきまして、未成年者又は成年被後見人の法定代理人しか開示請求できないところでございまして、「任意代理人」の請求はできない状況でございます。一方で、改正法におきましては、こちらにプラスして本人の委任による代理人、「任意代理人」の請求を可能とする改正がされております。この改正法で請求権者として規定されました「任意代理人」からの開示等請求に対しまして、なりすまし等を防止する必要があることを課題事項として挙げております。

現時点での考え方(案)でございます。改正法におけます開示等請求権者であります「任意代理人」の請求に当たりましては、「任意代理人」の本人確認は当然ながら行いますが、請求者本人の意思確認を適正・厳重に行った上で、国から示されましたなりすまし防止策等を積極的に講じる等、個人情報保護に努めることが非常に重要だと考えてございます。

こちらは参考でつけさせていただいておりますので、少し説明を続けさせていただければと思います。

Q & Aでございますが、12ページを御覧いただければと思います。Q5 - 3 - 3でござ

います。傍線が引かれているので、ちょっと見づらいんですけども、「任意代理人からの開示請求について、本人の意思を特に確認する必要があるときに、本人に対して確認書を送付し、返信をもって本人の意思を確認する手順をとることはできるか。また、これを認める法施行条例の規定を設けることはできるか」といった質問でございます。こちらの回答につきましては「任意代理人による請求の場合は、法定代理人による請求の場合と異なり本人から委任を受けていることが要件となります。そのため、なりすまし等による開示等請求制度の悪用を防止する観点から、任意代理人の資格を確認することは重要であり、必要に応じて本人に対して確認書を送付し、その返信をもって本人の意思を確認することは妨げられません」ということで、それは問題ないという言い方になっております。こちらにつきましては、改正後の「法第108条に規定する開示の手続に関する事項としてこれを認める法施行条例の規定を設けることも妨げられません」という書き方になってございます。

また、次は事務対応ガイドに移らせていただきまして、196ページをお開きいただければと思います。196ページ中段の(3)任意代理人による開示請求の場合から始まりまして、国が具体的に挙げて、触れているところです。197ページに行きますとなりすまし防止の話がございまして【本人確認の対応の例】が2つあります。事例1)としましては、請求者(任意代理人)の本人確認において、顔写真付きの本人確認書類を求め、請求者が任意代理人本人であることを確認する。事例2)につきましては、請求者(任意代理人)の本人確認において、顔写真付の本人確認書類の提出がない場合において、複数の本人確認書類の提出を求めることにより、請求者が任意代理人本人であることを確認する。

また【なりすましや利益相反の防止のための対応の例】ということで3点ございまして、事例1)請求を受けた後に、電話により請求者本人を通話口呼び出し、口頭で委任の事実を確認する。事例2)請求の対象となっている本人の住所地にある地方公共団体に対して、当該本人が住民基本台帳制度におけるドメスティックバイオレンス等の被害者の保護のための支援措置の対象となっていないかを照会するなどし、請求者(任意代理人)との関係について確認する。また、最後の事例3)請求者(任意代理人)又は請求の対象となっている保有個人情報に係る本人の了解を得て、当該本人限定受取による郵便物として送付することを書きいただいているところでございます。

また、次の198ページ、議論が少しずれてしまう部分があって恐縮ではありますが、  
、 とありまして、 です。開示請求を行う任意代理人に対して、開示を受ける前

に任意代理人としての資格を喪失した場合には、政令第22条第4項の規定により、その旨を届け出なければならないことを教示する。また、当該開示請求に係る審査手続等を考慮し、提出された書類等から、開示の実施が想定される日に任意代理人がその資格を喪失しているおそれがないかについて確認すると書いてございます。

198ページの中段からは、こういった書類を求めるかを挙げてございます。かなり細かく書かれてございます。こちらは205ページあたりまで続いてまいりますので、お時間があるときに見ていただければと思っております。

資料No. 2 - 2、(個票8)の説明は以上でございます。こちらも御審議のほどよろしくお願いたします。

委員長 それでは、ただいまの説明につきまして質問はありますでしょうか。

区政情報係長 1点だけ事務局からよろしいでしょうか。任意代理人の関係で、先生、弁護士業務で様々委任を受けていらっしゃると以前うかがってありまして、客観的にこういった確認の手法のレベル的が普通なのか、低いのか、そういったところを率直に伺いたいと思ひまして、すみません、急に申し訳ないのですが、いかがでしょうか。

委員 多分、先生もいろいろやられていると思ひますけれども、国の事務対応ガイドを見る限り、なりすましの対応の防止の例とか、本人確認書類の関係というのは犯罪収益移転防止法あたりの運用とすごく似ているので、やっぱりきちんと手当して、事務対応ガイドラインをつくられているのかなというのが率直な印象です。その後の、例えば委任状の取扱いとかというのかなり厳格に、実印を押した上で、法令上の義務ではないけれども、運用上の措置として印鑑証明を求めるような形でやっているの、結構厳格ではあるのかなとは率直に感じたところです。

先生はいかがですか。

委員 私も同じで、かなり厳格だなというのが率直な意見です。逆に言うと、我々からすると、印鑑証明まで求められるかというのが正直あると思ひます。というのは、内容にもよるんですけども、やはり御本人、特に高齢者の方からの委任とかの場合だと、印鑑証明をもらいに行くのがなかなか大変だとかいうケースもあって、我々が難儀することもたまにあつたりしますので、弁護士だから信用してくださいとは言いませんけれども、やはりその辺の現実的な配慮は運用上は必要になるのかなとは思ひます。ただ、手続とすると、かなり厳格な運用をしているので、なりすましは現実的にはあまり起こらないのかなとは思ひました。

区政情報係長 先生、先生、ありがとうございました。非常に高レベルのもの、確認のレベルが高いものということで安心いたしました。ありがとうございました。

委員長 ほかに御質問はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 大分詳しく書いてありますので、ほかにないようでありましたらばお諮りいたします。本件、個票8の考え方について小委員会として異議なしと認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、小委員会として異議なしと認めます。

### (3) (個票9) 区議会の取扱い

委員長 続きまして(個票9)について、事務局より説明をお願いいたします。

区政情報係長 事務局より説明いたします。資料No. 2 - 3、5ページを御確認いただければと思います。検討項目は区議会の取扱いでございます。新条例への規定の可否でございますが、基本的に改正法の適用対象外となった「区議会」を新条例に追加して規定することを妨げるものではない。なお、新たな条例に規定しなかった場合においては、自律的な対応のもと個人情報の適切な対応が行われることが望ましいとされています。第1回小委員会の中では資料No. 5の一覧表を挙げさせていただいておりまして、もしおありの方がいらっしゃいましたら5ページでございます。第1章、総則の対象実施機関(区議会)、新条例への規定の要否は丸、勝手ながら影響は高いと事務局で考えている項目の審議でございます。説明が前後して申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

課題事項につきましては「区議会」の個人情報の適切な対応の徹底という課題です。現行条例では、実施機関として、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会の6機関を定めている。一方、改正法では、地方議会は、国会と同様、法の適用対象外とされており、議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容を含め、その自律的な対応に委ねることとしている。「区議会」を新条例に加えるか否かに関わらず、これまでと同様に、区議会が個人情報を適切に対応していくことが求められるのではないかという課題でございます。

現状の考え方(案)でございます。区議会単独で、改正法の趣旨に則った新条例を制定する方向であることを踏まえ、小委員会としてもその考えは尊重すべきと考える。また、

区議会において改正法の規定内容を盛り込んだ区議会の新条例を制定した後、これまでと同様に、適切に個人情報管理・運用していくべきものと考えたいという結びにしております。

こちらガイドラインと事務対応ガイドがございますので、少し説明をさせていただければと思いますが、ガイドラインですと10ページでございます(3)地方公共団体の機関の少し空いたところ、「地方公共団体の議会については」のところに書いてあるのが先ほど説明したガイドラインの内容になっております。また、事務対応ガイドも基本的には同じような内容なんですけれども、23ページから24ページにかけて、対象外ゆえに自律的な対応が求められると。こういった内容がガイドライン、事務対応ガイドに書いてあるという補足でございます。

(個票9) 区議会の取扱いにつきましての事務局の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

委員長 それでは、ただいまの説明につきまして質問はありますでしょうか。

委員 ちょっと教えてください。5ページにある考え方(案)で、今、区議会の中でも単独、独自に条例を制定する方向で検討中だと伝えられておりますけれども、ここで言っている新条例というのは、現行の世田谷区の条例との関係でいくと、どのような関係になっているのか。いわば、現行の条例を踏まえたものになっているのか、あるいは、今度の改正法に基づく新条例のようですから、現行の条例と他の実施機関、6機関のうち5つの機関以外のものをさらに改正法に基づいて行っていくと。今回議会については単独で独自にやりますよということなんです、その仕切りというか、どのような形で今検討が行われているのか。そこを情報として教えていただければ幸いです。

区政情報係長 現在の議会の動きということで、聴いている範囲ではございますけれども、少し御説明させていただければと思います。

まず、前段の御質問の中で、議会は今回外れるところから、現行の個人情報保護条例を使いながらではないですけれども、そちらを前提とした条例になるのか、新しい条例になるのかというご質問ですが、基本的には、区長部局など議会を除く5つの実施機関につきましては直接適用を受けますので、こちらは今、改正法の流れで対応しているところでございます。議会につきましては直接適用を受けませんので、どのような条例をつくるかというところになります。基本的には、これまで培っているものはありますが、改正法がほかの実施機関に適用されますので、議会でも改正法のものをベースにしながら、生かせる

ものは生かすというようなところでは聴いておりますので、今回の改正法をベースとした議会の新条例になるというところまでは伺っております。

委員長 ほかに御質問ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようであればお諮りいたします。本件について異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ないようでしたら、本件(個票9)区議会の取扱いの考え方について小委員会として異議なしと認めます。

#### (4) 小委員会報告書(たたき台)

委員長 それでは続きまして、次に、小委員会報告書(たたき台)について、事務局から説明をお願いいたします。

区政情報係長 6ページからでございます。資料No. 3、令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直しに向けての考え方について(たたき台)でございます。下のページでは6ページから19ページになっております。ページ数が途中から2つになっているんですけれども、小委員会報告書の完成を見据えて書かせていただいております。下のページでは8ページからが目次の後の1ページという見方になっておりますので、その旨踏まえて御覧いただければと思います。

第1回小委員会の中でお示しさせていただきましたとおり、たたき台ということで、ある種未完成な部分はありますけれども、まず形がこれでよいのかどうかを含めまして御意見をいただければと思います。現在事務局のたたき台ということでつくらせていただいておりますが、構成としましては、7ページに移っていただきますと目次です。細かくはまた説明をさせていただこうと思いますが、1つ目に新たな個人情報保護制度を構築する上での「世田谷区の3つの基本方針」を第1回小委員会の一番最初に御議論いただいております。こちらにつきましては、やはり事務局としましても非常に重要な視点だと捉えておまして、まずこの3つの視点に助けをもらいながら方針を固めていった部分もありますので、ぜひ第一に挙げさせていただきたいところがございます。2から10につきましては、第1回小委員会から今回の第3回小委員会まで、基本的には時系列で審議させていただいたものを挙げているところです。

参考1は皆様方の名簿をつけさせていただいておりますのと、参考2は小委員会の審議

経過という構成にさせていただきます。

おめくりいただきますと、下のページ数で8ページでございます。まず、先ほどの3つの基本方針を1ページ目に設けさせていただいているところでございます。全て読ませていただくのは割愛させていただこうと思いますが、「この基本方針を考慮に入れ、世田谷区として、新たな個人情報保護制度を構築することを求めるものである」という記載をしております。

横のページに移っていただきますと、9ページでございます。2、開示、請求、利用停止（手数料）でございます。構成としまして、どこまで書くべきかというのは正直かなり悩ましくて、事務局案ではこのような書き方なんですけれども、(1)、(2)、(3)という時系列で書かせていただいております。これはほかの審議事項も同じようなつくりにしております。

まず(1)としましては、現行条例と改正法との主な相違点を客観的に書いている、比較しているところです。また、改正法におきましてはどうかということで、が改正条例、が改正法という区分けをしております。

(2)主な意見は、次回の小委員会の論点整理で出させていただいた内容を主なものとして出させていただいております。(3)考え方につきましても、小委員会で議論したところを書いてございます。そういった構成です。

まず、手数料でございますけれども、様々ございましたが、(3)考え方としましては、8ページの「世田谷区の3つの基本方針」の1点目のとおり、現行条例の規定と同様に保護施策を「維持」し、手数料を「無料」とすることは妥当であるというところです。

次の審議事項3、開示、訂正、利用停止（手続）でございます。こちらは記載のとおり、期間が違うという議論、第1回小委員会、第2回小委員会でやらせていただいたところです。

おめくりいただきまして、10ページでございます。(3)考え方でございますが、原則として賛同なんですけど、「訂正決定」及び「利用停止決定」については、「世田谷区の3つの基本方針」の1点目のとおり、先ほどは「維持」でしたけれども、今度はこれまでの世田谷区の個人情報保護施策を「発展」させるため、「訂正決定」及び「利用停止決定」の期限は、「開示決定」の期限と同様に、原則15日以内として決定期限を短縮させることが望ましいとしております。

審議事項4点目、行政機関等匿名加工情報の提供でございます。(1)、(2)は御覧い

ただければと思います。

(3) 考え方です。「世田谷区の3つの基本方針」の2点目のとおり、区民が情報主体であるという点を十分意識して極めて慎重に検討していく必要があるため、令和5年4月1日の導入は見送ることとすることが妥当である。前回お示ししたとおりでございます。

続きまして、5、定義（条例要配慮個人情報）でございます。こちらにつきましては先ほどの（個票4：更新）で載せさせていただいておりますので省略させていただければと思いますが、今回御議論いただいて、非常に重要な御指摘ございましたので、こちらの内容を踏まえまして、考え方ですとか主な意見も追加していきたいなとは思っております。

続きまして、12ページの6、開示、訂正、利用停止（非開示範囲）でございます。13ページの(3) 考え方ですけれども、情報公開条例の不開示情報と規定の表現は相違点が見受けられるものの、実質的な観点で相違するものは見受けられないことから、新たな条例での調整規定は不要であるというところで、前回御議論していただいたところでございます。

続きまして、7、個人情報業務登録簿等の作成・公表でございます。詳しく説明させていただきますと(1) - 、現行条例ではこういった条例と規則に基づきまして様々な記録票の作成義務を規定しているところでございます。、改正法では、第75条第1項の規定により、「個人情報ファイル簿」の作成・公表義務を定めている。また、同条第5項の規定により、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿を作成・公表することを妨げるものではない旨規定している。さらに、政令で定める個人情報ファイル簿の作成義務の対象外となる一定数の基準（1,000人未満）は、法の趣旨に反しない限り、政令で定める数未満の個人情報ファイルを作成・公表しても問題ないとしているのが現状でございます。

おめくりいただきまして、14ページでございます。(2) 主な意見で様々頂戴した結果、(3) 考え方でございますが、改正法のとおり、世田谷区がこれまで作成してきた、個人情報ファイル票を発展させ、個人情報ファイル簿を作成・公表することが望ましい。なお、個人情報業務登録票、外部委託記録票、目的外利用記録票及び外部提供記録票については廃止することに異議はないが、今後も、これらに該当する業務において個人情報が適切に管理されるよう、内部管理として庁内のチェック体制を構築すべきである。具体的なイメージとしては、現在の審議会の諮問事項の「審議のポイント」を基本とし、改正法

の趣旨（事務対応ガイド、ガイドライン、Q & A等）と照らし合わせて詳細な基準を設定することを考えていただきたいというところです。

また、「世田谷区の3つの基本方針」の3点目のとおり、審議会機能を充実させるため、その基準の策定の際には、適切な基準となるよう審議会からの意見も十分取り入れていただきたい。

さらに、外部委託、外部提供、目的外利用等を行った一定（要配慮個人情報にかかる事業）の案件については、審議会へ事後報告とし、審議会が必要と認めた場合には、事業該当所管課から説明を聴くこととしたい。また、区民の自己情報コントロール権を担保すべく、審議会へ報告した案件一覧を区のホームページで公表することを求めるところです。

最後に、「1,000人未満」の個人情報ファイル簿の作成・公表について、小委員会としては、情報主体である区民の自己情報コントロール権を担保し、かつ、区民の個人情報は重要であり取扱い件数による差異を設けることは適切ではないと考えるため、人数による区分を設けることなく、国が対象外とする「1,000人未満」も対象とした個人情報ファイル簿を作成・公表することが望ましいということでございます。こちらは前回の御審議の内容の振り返りも含めまして記載させていただいております。

15ページへお移りください。8、審議会への諮問でございます。（1）現行条例と改正法との主な相違点につきましては記載のとおりでございます。

（2）主な意見を踏まえまして（3）考え方でございます。改正法第129条では、「条例で定めるところにより、……専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる」旨規定しており、今後も必要に応じて審議会から意見を聴き、審議会機能を担保すべきである。

次に、「世田谷区の3つの基本方針」の3点目のとおり、これまで審議会が担ってきた住民監視や住民監査の側面を生かし、個人情報の保護措置に係る内部管理の一環として、引き続き、個人情報が適切に管理されるよう、内部管理として庁内のチェック体制を構築すべきである。具体的には、先ほどのファイル票のところでも書かせていただいておりますので、一部省略させていただいております。

16ページの9の上のところなんですけれども、最後に、今後は個人情報保護委員会から個人情報保護に関する専門的見地から助言があることから、これまで担ってきた審議会の役割が減少することが想定されるものの、審議会の委員数・構成については、令和5年4月1日施行の時点においては現状維持とすることが妥当である。その後、令和5年度の審

議会の審議状況を踏まえ、改めて検討を行う必要があるという結びにしております。

続きまして、9、開示請求、訂正請求及び利用停止請求の請求権者、また、10、区議会の取扱いにつきましては、本日御議論を頂戴しておりますので、速記録を確認しながらこちらを埋めさせていただいて、またお示ししたいなと考えてございます。

また、18ページにお移りいただきますと、参考1をつけさせていただいております。世田谷区情報公開・個人情報保護審議会小委員会委員等名簿でございます。

19ページは、参考2、小委員会の審議経過です。第1回小委員会の中でも小委員会のスケジュール(案)ということで挙げさせていただいておりますが、基本的にはおおむねそのとおりいておりますので、実際の審議内容を踏まえながら書かせていただいております。第1回、第2回、本日の第3回という書き方をしております。

すみません、長々と申し訳ございませんでしたが、以上が現時点で考えられる事務局で作成しました小委員会の皆様方の報告書の案、たたき台でございます。構成についてこれがいいのか、悪いのかも含めまして御議論を頂戴できればと思います。よろしくお願いたします。

委員長 それでは、ただいまの説明につきまして質問はありますでしょうか。

委員 今たたき台の案についての御説明、基本的な流れについてのお話があったかと思うんですが、特に最初の時間帯で審議会の在り方、再構築の問題とも関わりがいずれ論点となるよということも申し上げた次第があったんですけども、その関係で伺いたいと思ったのは、16ページの「最後に」から始まるところで「これまで担ってきた審議会の役割が減少することが想定されるものの」、一定の留保をつけていますけれども、その意味、内容がいま一つ理解し難い。今回の個人情報保護委員会が一元的に一定の権限を持って、これは前回の第2回するときにも議論となった、いわば様々な技術的な助言であるとか専門的な見地からの情報提供なり、場合によっては勧告なり、あるいは、それに従わない場合には是正の要求なりという流れがたしかあったかと思うんですけども、ただ、個人情報保護委員会というのは、これまでの説明の中でも出たように、地方自治体から専門的な知見からの助言なり情報提供を求めることができる。求めがあった場合に委員会は、それに対して答えるものとするという規定になっているかと思うんです、立てつけとしては。

ということは、言い換えると、地方自治体、いわば地方公共団体から求めがなければ、先見的に個人情報保護委員会があらゆることに目を配って、そして、そこに一定の判断なり、情報提供なり、あるいは技術的な助言を行うという性格のものではどうもないように

思われますので、むしろ今回の改正の関係で、今後自治体が個人情報保護に関する運用を行っていく場合、本当に審議会の役割が減少するのかな。あるいは逆に、自治体からの求めを前提とした様々な材料なりを整理する意味では、量的にどうかは別として、その審議会の役割、機能は、強まることはあっても、個人情報保護委員会ができて、そこから専門的ないろいろな情報提供なり、技術な助言を得るから、もう役割は減少するというふうに一概に言えるのかなという印象を持っていますので、その兼ね合いで、いわば審議会と委員会との役割分担といえますか、そのベースにはもちろん今回の改正個人情報保護法という改正法の問題はありますけれども、自治体の問題。特にこの間の地方分権改革という流れの中で、自治体に対する国からのいろいろな意味での関与というか、締めつけなり、義務づけ、枠づけを基本的には取り払いつつ、自治体の自治立法権なり、自治行政権なり、自治財政権なりを拡充してきたという経過の上に立ってみた場合に、果たして一律に自治体が設ける審議会、附属機関というものの役割が減少すると言えるのかどうか。私はちょっと疑問に思っていますので、今回の国とのやり取りも含めて、その説明をいただければ幸いかなと思います。

区政情報係長 事務局でも書き方を迷ってしまっていて、確かに、委員おっしゃっていただいた内容がもしかすると合っているのかもしれませんが、ただ、実際分らない部分がありまして、ガイドラインから引かせていただいている部分があるので、その部分を紹介させていただければと思います。

冒頭ガイドラインの説明をしながら、そこはちょっと省略してしまったんですけども、71ページの中頃に9 - 4、地方公共団体に置く審議会等への諮問と書いてございます。先ほど129条の使い方で「特に必要である場合」という例示がありますという説明をさせていただいたところと、その下の「この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない」と書かれておりますので、その流れを受けてなんですけれども、72ページにお移りいただきますと「なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第166条の規定に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる」とありましたので、表現が少し違うのであれかなとは思いますが、個別案件がなくなるという意味合いで審議会の場への登場が少なくなると国は考えているのではないかなと。それが実際にどうなのか

というところは確かにありますので、この表現を生かすのか、どうなのかというところはあろうかなとは思っております。審議会の場がすごく重要だというのは事務局でも重々考えておりますので、現状維持なのか、どうなのかということがございます。

先ほど説明を飛ばしてしまったんですけれども、今日の小委員会の資料にお戻りいただいて、15ページ、8、審議会への諮問の(1) - の「また、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例第3条では、14名以内の委員構成を定めている」というところと、の最後の「また、当然のことながら、改正法では、審議会委員数等の規定はない」とございます。こちらの委員の構成につきましても課題といたしますか、このままでよいのか、減らすのか、増やすのかというのは、議題として去年の勉強会といたしますか、10月の課題決定のときにもお示しさせていただいておりますので書いているところでございます。

この表現があまりよろしくないようであれば、ちょっと御議論いただいて、修正するか、しないかも含めて御意見をいただければなとは思っております。

客観的な資料からの説明については以上でございます。

委員長 今の 委員の意見を踏まえると審議会の役割への影響が想定されるもののという程度の表現になるということでしょうか。増える、減るというよりも、影響があるという程度であればよろしいですか。

委員 今、委員長からまとめの形で御提示がありましたけれども、恐らくこれも、実際には安全管理措置基準の問題を含めてこういうものが担保としてあるから、個人情報保護委員会が一元的にあって、各自治体あるいは審議会の負担なりが減っていきますよということが出てくるかなと思うんですが、実際そうなるかどうかというのはいまだよく分からないところがありますので、審議会の役割がここで一律的に減少するというふうに表現するよりは、私は審議会の役割、在り方について影響を受けるという形のもの。具体は国が示している事務対応ガイドを含めて、様々な……。これから来年4月に向かって様々具体的なものが出てくるかなと思うんですが、それをちゃんと見極めながら、審議会の在り方についても考えることが必要かなと思いますので、表現としては、今の委員長の表現で私はよろしいかと思います。

委員 私、今の委員長の御提案で賛成なんですけれども、今、 委員から御指摘があって、確かに読み直すと、そもそも助言があるから審議会への影響というか、役割が減少するという案というか、関係性。そのように言えるのかどうかというのは、もしかすると疑問かもしれなくて、客観的に言えば、法の枠組みに従い、委員長が言われたように審議会

の活動についても影響があるとか、基本的には、助言があるから減るのではなくて、法の枠組みに従って減るんだよと言うほうがより客観的かなと思います。むしろ助言に関しては、審議会の審議に加えて、個人情報保護委員会の専門的見地からの助言を生かして、より充実した区民の個人情報保護に努めるとか、そちらのほうではないかと思いますので、個人情報保護委員会との関係は、むしろそのように扱ったほうがいいのではないのでしょうか。国がやるから、区はいいというふうに読めてしまうのは確かに少しおかしいかもしれないと思いました。

委員 今、先生がおっしゃったように、結局、法改正によって審議会の位置づけとか、法の枠組みにおける位置づけが少し変容した結果として、確かに審議する案件が減ることはあり得るのかなとは思いますが、役割が減少するというのとはちょっと違うのではないかなと思うんです。役割自体は今までと変わるものではないんですけれども、専門委員会とかの新しい枠組みによって、ほかの部分で担保できるので、今まで審議会が一律担っていた役割が変容した。その結果、それぞれの機能が果たされるとより充実した保護が図られるんだというのが多分法律の最終的な目的というか、趣旨だと思うので、表現とすると委員長がおっしゃっていたような表現で結構だと思うんですけれども、「役割」という表現はあまりよろしくないかなとは私も思います。

区政情報課長 今お話をお伺いしまして、それぞれの確な御指摘だと思いますので、その部分はまた、議事録等を確認して、改めてこちらとしても補記して、その部分は本日の議論を踏まえて皆様にお送りさせていただきたいと考えております。ありがとうございます。

委員長 それでは、今後の進め方ですけれども、本日の皆様方の御意見を踏まえた上で、事務局で小委員会報告書案を更新していただいて、事務局からメールで更新案を送信していただいて、各委員の皆様方の確認をお願いするという方向。よろしければ、その後は委員長一任で小委員会意見書の内容を確認していきたいと考えています。本件について、進め方を含めて異議はございますでしょうか。

委員 今の御提案で賛成いたします。たしか勉強会のときに少しお話しした件ですけれども、個人情報保護審議会の役割の変更とか、あるいは個人情報保護条例の改正、改定によって、一緒にやっている情報公開のほうにどういう影響があるのかということについてどこかで議論しておく必要があるかと思います。それをこの考え方の中に入れるのがいいのか、あるいは別途注意書きをしておくのがいいのか。その辺はちょっと分かりません

が、テークノートだけしていただければと思います。

委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようでしたら、本件、小委員会報告書(たたき台)の内容、進め方につきまして現時点において小委員会として異議なしと認めます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### (5) 今後の主なスケジュール(予定)

委員長 それでは次に、今後の主なスケジュール(予定)について事務局から報告をお願いいたします。

区政情報係長 20ページ、資料No. 4、今後の主なスケジュール(予定)を御覧いただければと思います。再度お示しさせていただいて、御存じの方も多いかとは思いますが、再度記載させていただいております。

データではちょっと見づらいかもしれないんですけども、紙で印刷されている方は違うかもしれないんですけども、ゴシック体は審議会の関係、明朝体につきましてはそれ以外のものというような分けで記載しております。

5月、ただいま御審議いただきました御議論を踏まえまして、速やかに小委員会報告書を更新していきたいと思っております。こちらの更新したものにつきましては、先ほど委員長にもおっしゃっていただきましたとおり、また皆様方に内容の御確認いただければと思っております。そこから御指摘いただいたものを加味して、メールになってくると思うんですけども、また皆様方にお伝えして、そこから先ほど委員長にもおっしゃっていただいたとおり、委員長一任とさせていただきご審議いただきます。こちらは委員の皆様方の任期が5月31日で切れるという難しさも相まって、5月31日までに小委員会報告書を何とか審議会に上げたいというスケジュール感で考えております。

また、6月になりますと第2回審議会が17日にございまして、こちらは偶数月に開催しております諮問案件、報告事項の承認等を行っていただく通常の会を想定しております。第3回審議会はその翌週なんですけれども、24日の審議会は改正個人情報保護法に関する審議となりますので、基本的には小委員会で御議論していただいた内容を審議会にフィードバックしまして、審議会本会で御議論いただいて、その御議論を踏まえまして内容を小委員会意見報告書の内容に加味して審議会答申という形で区長あてにフィードバックして

いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

予定としましては、6月30日に審議会答申を区長へ提出というような段取りで考えてございます。こちらが審議会関係の記載でございます。

その後、7月になりますと、いただきました答申を踏まえまして、素案の取りまとめをいたします。

8月になりますと区の政策会議で素案をお示しして、9月に区議会企画総務常任委員会で素案をお示ししながら、区民意見募集、パブリックコメントも行うというところ。年が明けますと、2月になりまして、区議会企画総務常任委員会で案をお示しし、令和5年第1回区議会定例会で提案させていただいて、4月になりますと改正個人情報保護条例等と。「等」というのは審議会条例とか、様々な関係規定がございますので「等」を入れさせていただいておりますが、4月1日から施行という予定でございます。

資料No.4につきましての事務局からの報告は以上でございます。

委員長 それでは、御意見、御質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようでしたらお諮りいたします。本件について異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ないようでしたら、今後の主なスケジュール(予定)についての報告を小委員会として了解いたします。

## (6) その他

委員長 それでは最後に、事務局より報告があればお願いいいたします。

区政情報課長 本日は長時間にわたり、熱心な御議論をいただきまして、大変ありがとうございました。本日までの審議を踏まえまして、先ほどの今後の主なスケジュール(予定)にもございますように、小委員会報告書を5月31日付で審議会へ提出していきたいと考えております。報告書案につきましては本日いただきました御意見を踏まえまして事務局で作成いたし、近々に委員の皆様へ送付させていただきますので、内容等の御確認への御協力をよろしくお願いいいたします。

なお、委員には長きにわたり審議会の委員を務めていただきましたが、今期をもちまして任期満了を迎えますので、突然のお願いで大変恐縮ではございますが、一言いただけたらと思います。お願いできますでしょうか。

委員（委員よりあいさつ）

委員長 ありがとうございます。

区政情報課長 委員、どうもありがとうございました。

次回の情報公開・個人情報保護審議会につきましては新しい期がスタートするというこ  
とで、本日の資料No. 1、1ページ、次第のところに【参考】で囲んでお示ししてあり  
ますように、6月17日（金）午後2時から区役所の庁議室で開催を予定しております。こ  
の審議会については委員の皆様が新しい任期に入ることをございまして、大変御足  
労をおかけいたしますが、区役所までお越しいただくということをお願いしたいと存じま  
す。

なお、条例改正の審議に関しましては、6月24日（金）の午後2時からオンラインでの  
開催を見込んでおります。

事務局からの報告につきましては以上でございます。ありがとうございます。

委員長 そのほかに何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

### 3. 閉 会

委員長 それでは、ないようでしたら、以上で本日の議事は全て終了いたしました。これを  
もちまして閉会といたします。